

就職氷河期世代支援に関する 厚生労働省の取組

令和5年12月

厚生労働省提出資料

就職氷河期世代支援に関する厚生労働省の取組

①施策・事業の概要

厚生労働省では、令和6年度においても、ハローワークを中心としたきめ細かな伴走型の就職相談・定着支援や、各種助成金事業等を通じたキャリアアップ支援に取り組みるとともに、身近な市町村におけるひきこもり支援等の充実に取り組む。

②取組状況とその評価

例えば、ハローワークの職業紹介により就職氷河期世代の方が正社員として就職した件数は、令和4年度で119,294件（令和2～4年度で計323,819件）、令和5年度は10月末時点で74,739件となっており、また、キャリアアップ助成金において、令和4年度は30,862人（令和2～4年度で計101,141人）、令和5年度は10月末時点で15,265人の就職氷河期世代が正規雇用労働者等へ転換しているなど、一定の成果をあげている。さらに、ひきこもり支援においても、ひきこもり支援推進事業の実施自治体が令和4年度は190市区町村が実施し、令和5年度は245市区町村を予定しており、支援を実施する市区町村は着実に増加している。

③上記の評価に基づく施策の見直し

これらの実績等を踏まえ、キャリアアップ助成金については、令和5年11月から、支給額の増額、対象となる有期雇用労働者の雇用期間の制限緩和、正社員転換制度の導入に係る加算措置の新設及び多様な正社員制度導入に係る加算措置の拡充を行っている。

令和6年度予算案においては、引き続き、就職氷河期世代を対象としたハローワークの専門窓口での支援を行うとともに、市区町村におけるひきこもり支援について、環境整備を推進するため、相談窓口設置等の準備費用や広報等の取組に対する補助を行う。また、「キャリア形成／リ・スキリング推進事業」を実施し、労働市場情報や職業・教育訓練等に関する情報を活用し、ハローワークを機能強化する形で、在職時からキャリアアップに関する継続的な相談支援が行えるよう、必要な体制整備を図っている。

④今後の取組

引き続き、令和5年度の施策・事業の実施状況について把握と評価を行い、対象者のニーズを明らかにすることで、効果的・効率的な支援を講じ、就職氷河期世代それぞれが抱える課題に応じた支援が行き届く体制を構築することを目指す。

參考資料

就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置 及び担当者制による支援

令和6年度当初予算案 20億円 (19億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

<専門窓口数> 82か所
 <体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人 (主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当)
 就職支援コーディネーター：142人 (主に求人開拓、セミナー企画を担当)
 職業相談員：144人 (主に初回相談を担当)



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



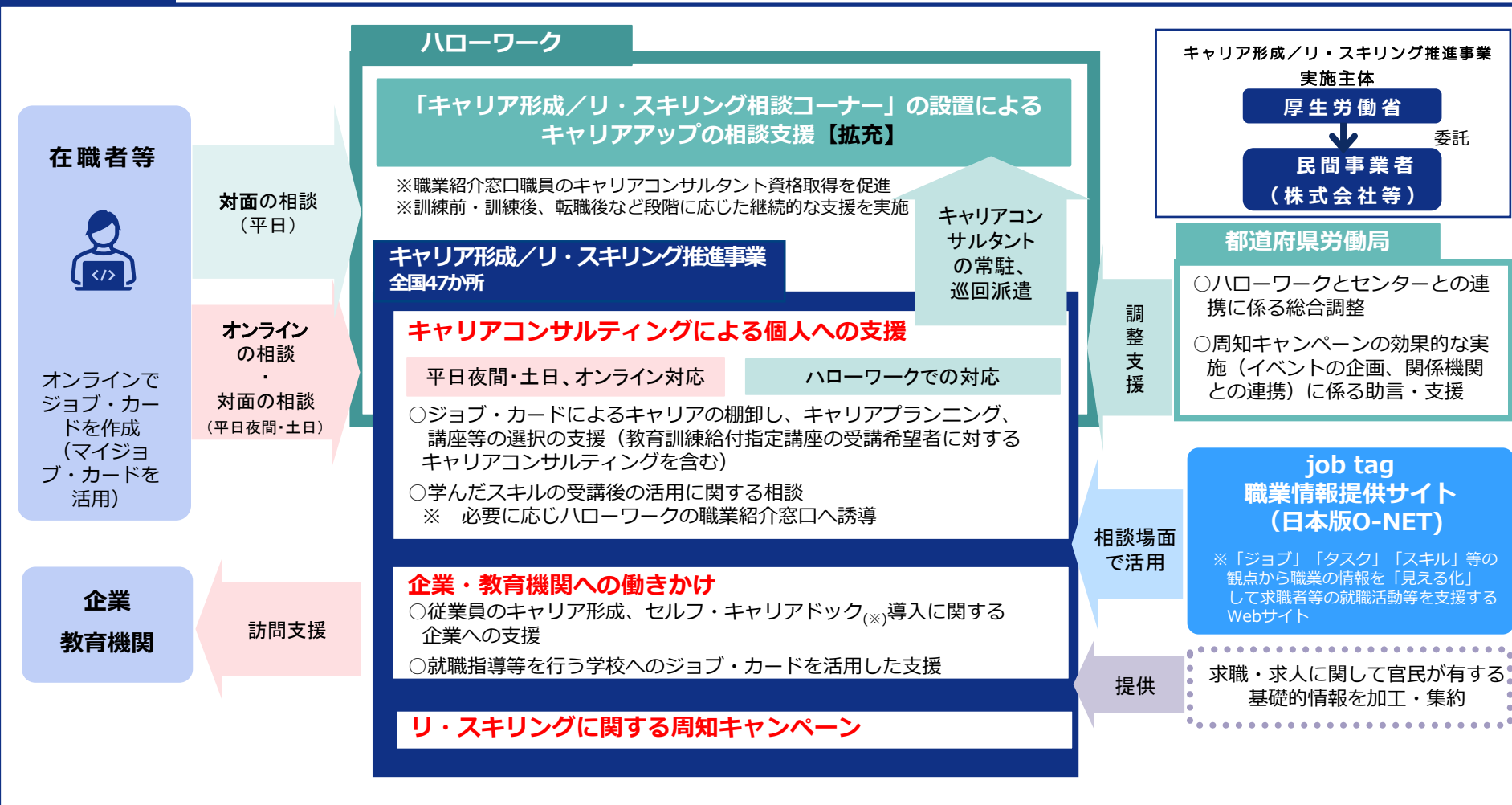
令和6年度予算案額 3,779,342千円の内数
 令和5年度予算額 2,193,193千円の内数

事業の目的

「三位一体の労働市場改革の指針」を踏まえ、労働市場情報や職業・教育訓練等に関する情報を活用し、ハローワークの機能を強化する形で、在職時からキャリアアップに関する継続的な相談支援が行えるよう、必要な体制整備を図る。

事業の概要

令和4年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計） 24,488件



※「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

令和6年度予算案額 77,401,899 千円の内数
 令和5年度予算額 77,142,443 千円の内数

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置/加算額（1人当たり）
正社員化支援 正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員化（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ▶ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	①有期→正規： 80万円（60万円）（※） ②無期→正規： 40万円（30万円）（※） ※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額 ▶ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。	正社員化コース ■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円） ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ■人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換 ① 11万円 ② 5.5万円
障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規： 90万円（67.5万円） ②有期→無期： 45万円（33万円） ③無期→正規： 45万円（33万円）	
処遇改善支援 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	① 3%以上5%未満： 5万円（3.3万円） ② 5%以上： 6.5万円（4.3万円）	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円（45万円）	
賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり 40万円（30万円）	賞与・退職金制度導入コース ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）
社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等	(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円） （※1） (2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円	※()は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、 ①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。



身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

令和6年度当初予算案 16億円 (16億円)

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を促進する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保(※1)するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助(※2)する。

- ※1 ・実施主体：都道府県・市町村 <令和4年度実績> 257自治体 補助率：1/2
- ※2 ・実施主体：市町村(指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る) 補助率：3/4

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算(2,000千円)を行う。

- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様

